

## 中近世転換期の系図家たち

青 山 幹哉

を行ったことがあるが、とくに本稿では系図作成者・収集者（系図家と称することにする）に焦点を当て、系図作成をめぐる状況を戦国後期から近世初頭という中世・近世の転換期に着目して調べてみることにする。

### 一 十六世紀後半の系図家たち

なぜ、武士系図は作成され、保存されてきたのか。この単純な設問に対する解答はいくつもあるだろう。すでに江戸期に荻生徂徠が喝破したように本領維持こそ、系図と古文書を伝存させた最大の理由であったことは否めないが<sup>(1)</sup>、その他にも、たとえば、一族の血縁的・擬血縁的つながりによる一族結合を図示する、あるいは英雄的かつ高貴な先祖と子孫との一体感を醸成する、あるいは出生身分の証とする、あるいは鎮魂のために寺院に奉納する、等々の解答が考えられる。しかし、通時代的な意味付けだけで系図作成・保存の理由を考えたのでは、それぞれの時代の特性というものが捨象されてしまふ可能性が残る。私は系図もまた、時代によって規定された歴史資料の一つであることに固執して上記の設問に答えてみようと思う<sup>(2)</sup>。

戦国期もいよいよ統一へと向かい、激しい戦いが繰り広げられていた十六世紀後半、どのような人物が悠長に系図を作ったり、集めたりしていたのか。いくつかの事例を追ってみることにしよう。

#### 【事例①】楠正虎（長諱）——永禄二年（一五五九）

十六世紀後期の京に、大饗正虎（楠正虎・長諱）という有名人がいた。十七世紀末に編纂された『諸家系図纂』卷廿上所収の「橘姓

楠氏系図」などの伝えるところに拠ると、かれは朝敵楠正成の子孫であるため、「楠」という名字を憚り、「大饗」を称していたが、織田信長の上奏によつて、「楠」への復姓を勅許され、河内守に任せられたといふ<sup>(4)</sup>。

実際には、永禄二年、正虎は松永久秀の仲介によつて（織田信長の執奏ではない）、楠正成の勅免と自己の河内守任官を達成したのであつたが、いざれにしても、正虎がこのような事を行つた背景には、『太平記』の流布・楠正成の人気上昇という当時の世態を抜きにしては考えられないだろう。この正虎が本当に正成の子孫であつたか否かは不明だが、かれがこのような気運をうまく把握した上で、世に自分が「楠河内守」である（当然、楠正成が「楠河内守」であつたことを前提とし、過去と現在とを重ねている）と知らしめた機略は、なかなかのものと言えよう。

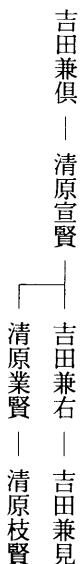
だが、この勅免・任官申請に関しては、当然、大饗正虎が楠正成の子孫であることを強調しなければならなかつたはずであり、そのためには系図のような証拠が必要となつたはずである。さて、正虎の子孫の一流は讃岐高松の松平家へ、別の一流は鳥取池田家へ仕官し、今日、東京大学史料編纂所にはそれらの子孫の所蔵文書の影写本が三種伝わっている<sup>(5)</sup>。

高松藩士家に残つた系図の一つは、楠正虎までの前半部とそれ以後に書き継ぎされた後半部に区分されるものがあるが、興味深いことに前半部の終わりに本奥書として「永禄九年孟冬（十月）初三

向「北窓」令「走」免毫「畢 宮内卿清原朝臣（花押）」とあり、さらに花押に重ねて「枝賢」の印が捺されてある。

清原枝賢（一五二〇～九〇）は、京学博士派の大儒であり、同時に松永久秀に近い人物の一人であった。もちろん、永禄九年の作成では、永禄二年の勅免申請に使用されたはずはない。だが、鳥取藩士家に伝わった同系統の系図には、清原枝賢による「正虎元祖分明、如レ指レ掌」云々という添文が付され、「天文廿四年（一五五五）五月日 大饗長左衛門正虎 在判」という本奥書と「永禄元年（一五五八）四月廿八日書写之 道意（花押）」の書写奥書をもち、さらには「右本吉田神主筆奥書 大外記」と記されたものがある。永禄元年書写のものならば、同二年の申請に用いられたと考えることもできるし、また系図作成に明経道の清原家と神祇管領長上である吉田家が関与したことも明らかとなつたと言える。

当時の、清原家と吉田家は養子のやりとりを行つたため、血統図を記すと左のようになる。



両家はほぼ一体と見なしうる存在であったと言えよう。

もちろん系図に付された文面からだけで憶測することは危険であるし、他に清原枝賢や吉田兼右が楠系図作成に関与した傍証はない

が、少なくとも正虎側の意図としては、自己の系図を当代切っての知識人の権威によって、確固たるものに仕立て上げようとしたと言ふことはできるのではないだろうか。そうであるならば、かれら知識人は系図作成者として世間から認められる存在であったと推定できる。

### 【事例②】徳川家康——永禄九年（一五六六）

永禄九年冬、松平家康は、従五位下・三河守への叙任を三河誓願寺の僧侶泰翁慶岳と慶源（慶深とも）を通じて朝廷に申請した<sup>(9)</sup>。先行研究により、この経緯を簡単にまとめてみよう。

もともと信憑性のある同時代史料は、『お湯殿の上の日記』永禄十年正月三日条の記事である。

（永禄）十年正月三日、こん衛との（近衛前久）より、藤宰相（高倉永相）して申され候。徳川しよしやく、おなしく、みかわのかみくせん、頭弁に御ほせられて、けふいつる。おなしく女ぼうのはうしよもいつる。

この記事から、徳川某が叙爵、すなわち従五位下に叙され、三河守に任せられこと、その旨の口宣案・女房奉書が発給されること、さらに仲介者は近衛前久であることがわかる。

近衛前久はこの十二月三日付で「誓願寺」宛に書状を出してお

り、その中で「先度如申、勅使之儀今抑留候処」と述べている<sup>(11)</sup>。さらにこれより三〇余年後、前久は往事を想起して「先例なき事は公家にはならざる由、歎心とて相滞候」と記しており、どうやら家康の叙任申請は先例がないとの理由でしばらく保留されたらしい。

それを覆す切り札は系図であった。十二月三日付前掲書状にも「次松平家之儀徳川之由、慶源申候」と見え、家康側は松平氏＝徳川氏であることを主張した。

前久の回想によれば、この時、吉田兼右が万里小路家で旧記を繙き、源氏だが惣領家は藤原氏となつた徳川系図を見つけ、書写して朱の系線まで引いて立派に清書した<sup>(12)</sup>。この系図を証拠資料として、家康の先祖に三河守・叙爵の「先例」があることとなり、前久は正月三日付で「抑徳河之儀令執奏候処勅許候、然者口宣并女房奉書申調差下之候、尤目出度候」と家康に無事、叙任に成功した旨の状を送ったのである<sup>(13)</sup>。

だが、『新編岡崎市史』も記すように、もともと「徳川」が『吾妻鏡』に登場する「徳河三郎」、すなわち清和源氏新田氏庶流の世良田（徳河）義季に由来するならば、その子頼氏の三河守任官こそ、家康の三河守任官の先例となるはずである。<sup>(14)</sup>このような主張は当時の家康側からなされなかつたか。それとも朝廷側が難癖をつけて拒否したのであろうか。

いざれにしても、源氏から藤原氏へ改氏した不自然な「徳川系図」

が、近衛前久・吉田兼右の手によつて<sup>(17)</sup>偽造されたことは容易に推定できる。そして関白・藤原氏長者である近衛前久の存在は、この系図が公認されるために大きな意味をもつたであろう。

### 【事例③】徳川家康——文禄四年（一五九五）

豊臣政権下で太閤秀吉と関白秀次の対立が深刻となつていった文禄四年四月、徳川家康はそれまでの徳川系図は朱線の引き方が悪いとのことで新たな徳川系図の作成を山科言経に命じた。<sup>(18)</sup> この「朱之引様」に難癖の付けられた徳川系図が、【事例②】で紹介した近衛前久・吉田兼右作成の系図かどうかは不明だが、家康はその系図を嫌い、確乎たる源姓徳川系図を作り上げようとしたのである（それが征夷大将軍補任を視野に入れたものか否かは、魅力ある問題であろう）。

九月廿六日、言経は家康に作成した系図を見せたところ、「御モノミ有<sup>(19)</sup>之、吉田諸家系図ニテ校合」するよう命ぜられ、あわてて「吉田ニ源氏系図一巻借用」して再製することとなつた。<sup>(20)</sup>

山科言経はこのほかにも、系図に関して他の公家から質問を受けたり、あるいは系図を貸したりしており、この当時、系図に関しても有職故実家として著名な人物であった。

さらに注意すべき点は、かれは単に源姓徳川系図を作成しただけではなく、「將軍家系図源家系図之内書入遣了」とあるように、この徳川家系図を別の系図集に書き加え、その流布を行つてゐること

である。それはまさしく系図作成・収集者は、同時に系図情報の発信源となることを教えてくれる。家康の望んだ源姓徳川系図はこうして徐々に広まつていったのである。<sup>(21)</sup>

### (一)

以上、わずか三事例からではあるが、清原枝賢・近衛前久・吉田兼右・山科言経といった公家の名が系図作成者として検出できた。十六世紀後半の系図家の主流が公家であったことは間違いないだろう。とくに吉田家は三事例すべてに登場し、「諸家系図」を所持する系図収集者であったことははつきりした。

事例の偏りを考慮すべき必要があるが、当時の系図利用法としては、少なくともその一つは官職任官のための証拠であると言つてよいだろう。「先例なき事は公家にはならざる由」という朝廷の方針は、勿体をつけることによって官職の価値を高くしようとするものであつたが、その方針では【事例②】で見たようにそれ相応の証拠文書（＝系図）が要求された。

この場合、官職を欲するものにとって、系図を作成し、さらにその信憑性を保証しうる人物が必要となる。当然、清原博士家・吉田家・山科家のような有名知識人は適格であるが、それ以上に関白といふ最高の貴族、近衛前久こそ、朝廷への影響力を含めて、もっとも望ましい人物であつたろう。

では、近衛前久とはどのような人物であったか。谷口研語に拠る

と、前久は永禄九年の徳川家康の官位叙任以外にも、何人かの戦国大名の官位叙任を仲介している。庄卷なのは、前に触れた前久の回想の中でも述べられている飛驒の三木良頼（嗣頼）・光頼（自綱）父子の事例であろう。公卿家である飛驒国司姉小路氏の名跡を奪おうとする三木氏に前久は助力して、永禄二年（一五五九）十月六日、姉小路家継承を認めたと思われる「飛驒介の勅書」を受け取ることに成功した。<sup>(26)</sup> そして良頼は、前久の当時の名「前嗣」から一字を貰い、「嗣頼」となって、公卿にまで昇進したのである。<sup>(27)</sup>

この姉小路氏継承については、当然、姉小路と三木を同族とする系図が作成されたと推測できるが、残念ながらそれを示すものを見つけることはできなかつた。だが、いかにいかがわしさを漂わす「（藤原姓）姉小路系図」であつても、藤原氏の氏長者前久が認証すれば、それは公式に権威づけられたものとなつたであろう。

前久自身が明確に系図作成に携わった事例としては、徳川家康の家臣本多広孝の系図が挙げられる。後世の史料ではあるが、『譜牒余録』三十三「本多越前守」の条には、次ぎのような記載がある。

### 一 天正十一年、広孝家之氏、近衛殿御尋ニ付、古ヘより伝來候

藤原氏之系図入「披見候」へは、被レ備、観覽之処に、一家並<sup>(28)</sup>興と被<sup>レ</sup>遊御優美、被<sup>レ</sup>任右兵衛佐、其上准三宮（前久）より右系図書改一卷之儀、被<sup>レ</sup>下、所持仕候、（下略）<sup>(28)</sup>

前久は広孝のもつ「藤原之氏系図」を一巻に書改めているが、これも天皇の閲覽、広孝の右兵衛佐任官と密接に関係していることは明白であろう。

さて、官職任官を斡旋する近衛前久は同時に系図作成にも携わつたわけだが、以上の例を見る限り、前久は、なにか明確な根拠があつてこれらの系図を作成したとはとても考えられない。官職を望むものの申告に基づく系図、はつきり言えば偽系図をもつともらしく作成したのではないか。

だが、へいかがわしさ＼をもつ系図作成を前久に限るわけにはいかない。【事例③】の山科言経においても、家康の所望する源氏系図以外の系図を作成することは不可能であり、また言経自身、家康の先祖の真偽を調査しようなどと考えもしなかつたであろう。つまり、前久もまた他の系図家と同じレベルであり、ただ少しへいかがわしさ＼が目立つたに過ぎなかつたのである。

### 二 十七世紀の系図家たち

江戸期に入ると他の学芸の動向と同様、系図作成の主流も公家から儒者・武士へ移つていつた。

江戸幕府が『寛永諸家系図伝』を作成する寛永頃（一六一四～四

四）の系図家としては、まず『寛永諸家系図伝』編集にあたった林羅山以下の儒者や金地院元良らの僧侶が挙げられる。この編集はその後の系図作成に大きな影響を与える、近世系図の標準的な様式が固まっていく契機をなした大事業であった。と同時に、一つの系図を作るのはみだけではなく、多くの系図を集成するという江戸期系図作成の大きな特色を示した。

もともと一族結束を目的とした家系図の類では、他見を禁じて神聖視する傾向があつたが<sup>(29)</sup>、江戸初期では系図書写が広く行われるようになつた。例えば、名古屋の蓬左文庫所蔵『諸士系図』（江戸初期）の中に網野善彦によつて中世系図の特徴を残す系図として紹介された、「加藤遠山系図」がある<sup>(30)</sup>が、それとほぼ同文の「加藤遠山系図」は「浅羽本系図」卷廿八<sup>(31)</sup>にもある。訂正個所の存在から浅羽本版が蓬左文庫版（ないしその原版）を書写したものと思われる。

「浅羽本系図」の初代コレクターである浅羽成儀（江戸幕府書物奉行）と尾張徳川家の蔵書とを結ぶ線をあえて想像すれば、堀正意（杏菴、一五八五～一六四二年）の名を挙げることができるだろう。

正意は藤原惺窓の弟子であり、浅野家、ついで尾張徳川家へ仕え、さらに江戸で『寛永諸家系図伝』の編集者の一人となつた人物である<sup>(32)</sup>。

堀正意や浅羽成儀といった十七世紀の系図家たちは相互に所持する系図を書写し、自己の所蔵系図を増やしながら、より確かな系図集を編纂しようとしたに違いない。

それでは、近世初期の系図家として著名な人物はだれであつたか。木村高敦（毅齋、一六八〇～一七四二年）の隨筆『続武家閑談』には、

抑本朝近世の史譜に委しきは、姫路の侍従式部大輔忠次朝臣、右少将攝州大守義行朝臣、鳴原城主主殿頭忠房朝臣、浅羽三左衛門成儀、小林彦太郎正甫へ初遠山信春と云々、余が実父根（岸）直利がごとき、彼沢田が偽系妄作を信ぜず。

として、一七世紀中葉から一八世紀初めに活躍した「史譜に委しき」ものとして、好学の大名（榎原忠次・松平義行・松平忠房<sup>(33)</sup>）や幕臣（浅羽成儀・小林正甫・根岸直利）を挙げている。確かにかれらは系図に詳しいものとしていくつものエピソードを残しているものたちだが、ただこのうち、浅羽成儀については悪評も伝わっている。この点、節を改めて取り上げてみよう。

### （一）

江戸幕府の書物奉行浅羽成儀（一六八七年没）は、種々の系図を書写し、一大系図コレクションとして『浅羽本系図』の原型を作つた人物である。その子昌儀（一六五六～一七二八年）は水戸徳川家に仕え彰考館に入り系図作成等に従事するとともに、所持する「浅羽本系図」を水戸で作られた『諸家系図纂』の原本として少なくとも十数点を書写させている（さらに『諸家系図纂』から何点かは

『群書類從』系図部へ転写されている)。

ところが、同じ水戸徳川家の儒臣小宮山昌秀（楓軒）の著した『舊旧得聞』（文政元年（一八一八）成立）には、

浅羽伝四郎昌儀父ヲ三（右）衛門ト云フ幕下御書物奉行ナリ 義公  
其系譜ノ学ニ詳ナル事ヲ聞カセラレ佐々宗淳ニ命シテ度々尋子問  
ハセラレシ事アリハ中村良直雜記曰三衛門諸家譜ヲ誦ス江戸諸大  
名ニユキ系図作リテツカハセシ人ナリ又兵家茶話曰諸家ノ系図ヲ  
妄作スル事浅羽氏ニ始ルトアリ此人ヲ云フニヤ知ラスヽ、昌儀其  
庶長子ナルヲ招カセラレ來リ仕フ近代諸士伝略御役人帳等ヲ撰呈  
ス其子孫今ニ至テ衰ヘス諸家系図等多ク家藏セリ<sup>35</sup>、

と浅羽成儀（三右衛門）には系図妄作の疑惑がかけられている。

傍線部に見える「兵家茶話曰……」とは、享保六年（一七二一）頃成立した日夏繁高編輯の『同志夜話』（『兵家茶話』の別称）卷之五の一節の按文中の文章で次に前後を含めて掲出しよう。

近世系図知りといふもの有て、諸家の系図を妄作して其祖を誤る人は甚多し、是浅羽氏に始る、松下重長相ついで諸家の系図を偽作す、又多々良玄信といふ盲人あり、諸家の系図を記憶して望みにまかせ妄作し侍る<sup>36</sup>。

ここで「浅羽氏」は近世偽系図作りの祖とされており、同藩の小

宮山楓軒はさすがに偽系図作りの「浅羽氏」が浅羽昌儀の父成儀であるとは明言しなかったが、近代になつても『兵家茶話』の当該個所は系図学の概説書等に引用され、浅羽氏＝偽作者説は根強く残ることとなつた<sup>37</sup>。

江戸前期の偽系図作者としては、『続武家閑談』で「彼沢田が偽系妄作を信ぜず」と触れられている沢田氏郷（源内）が有名であるが、大量の偽系図・偽書を濫作することで悪名高い沢田源内に対し、浅羽成儀や松下重長については明確な偽作の記録はない。

幕府書物奉行として多くの系図類と接する機会のあつた浅羽成儀が「江戸諸大名ニユキ系図作リテツカハセシ人」（『舊旧得聞』所引『中村良直雜記』）であったことは確實であろうが、だからといって偽作したと言いつることはできない。

ただ、十八世紀の隨筆『文会雜記』（湯浅元禎著）に「国初ハ文盲沙汰ノ限りナルコトニテ、水野明卿ノ咄シニ、酒井左衛門尉殿（出羽国鶴岡藩主家）先祖系図ヲ書出セシ時、一家中ニソレヲ書人ナクテ、系図ツクリヲヤトヒテ書出セリ。今見レバ違モアレドモ、モハヤ公儀ヘ出タルモノ故、取カヘシテ書改ルコトモナラズト語レリ。<sup>38</sup>」とあるように、江戸前期における系図作成に誤りが多かつたことは事実であろう。

しかし、浅羽成儀の偽作疑惑はそんな単純な問題ではあるまい。根本的な問題は、系図を作成すること自体にあつたのではないか。

あつたわけだから、系図作成者は調法がられたに違いないが、その系図とはやはり注文主の期待に沿ったものでなければならず、それは史料批判の域に達した知識人にとっては「偽系図」以外の何物でもないと見なされる可能性があった。

そもそも「系図家」<sup>(4)</sup>、「系図知り」「系図つくり」など、どの言葉も偽系図作成の疑いを含めた、侮蔑的な含みのある呼称であった。江戸期には系図が重んじられる一方、系図を作ることにはなにかしら、へいかがわしさ／＼が感じられたのである。

### おわりに

さて、系図の時代的特性をどう把握するかという本稿の目的からすると、十六世紀後半の事例では、朝廷の官職との関連（そして名跡と官職がもつ社会への影響力）からしか系図の意味を明らかとしえず、十七世紀の事例からはへいかがわしさ／＼の顕然化という、分かりきった結論となってしまった。

系図のへいかがわしさ／＼という観点からすれば、次ぎのように言えるだろう。十七世紀には、一つの氏族・家の歴史伝承を一つの系

図それだけで見るのではなく、多数の系図を相互に参照することによってより大きな歴史叙述を導きだそうとする方向性が明らかとなつた。そして、そうすることによって系図相互の矛盾が発見されると、次ぎにその矛盾を取り除き系図間の記載事項を整合させること、す

なわち史料批判の観点が系図学へ導入されたのであった。しかし社会における系図の利用は基本的に装飾にとどまつたため、系図作成に対するへいかがわしさ／＼が明らかとなつてしまつた。これに対しても、十六世紀後半におけるへ知／＼というものは史料批判の観点を欠いていたから、系図家への悪評はあり得なかつたと。

だが、これを知的水準の上昇であると近代学問的な見方でくくつてはいけない。より重要な点は、系図のもつていた意味の豊かさよりも、系図の真偽にこだわるようになつていく点である。

ここで参考となるのは、十六世紀中葉における真継久直の文書偽作に関する、

だが、いったいなぜこのような偽作文書が公然とまかり通ることができたのか。ここにはおそらく、中世から近世への変革期の本質にもかかわる重大な問題がひそんでおり、とうていやすく解決しがたいのであるが、ただこの時期の支配層が文書の真贋について、驚くべく無神経であつたことは間違いない。<sup>(42)</sup>

と述べた網野善彦の言である。

偽文書によって過去が改変されても、それが一定程度許容する社会とは、神話の世界と現実の世界とを混在させて認識する社会である。いかにもありえそうな虚構とは、過去を再解釈する絶好の手段であろう。系図のもつ意味の一つは（それは系図に特有のことではない

が)、現在を過去に起こったとされる伝承・事実とオーバーラップさせる点にある。第一節の【事例①】で紹介した楠正虎／楠正成の二重性は露骨すぎる例だが、清和源氏新田氏の復活(=徳川氏の霸権)もまた歴史の因果関係を神話的に解釈する一つのやり方であった。

だが、いまだ中世・近世転換期の本質解明の道は遠い。さらなる追究を期すことしよう。

### (注)

- (1) 「南留別志」(『日本隨筆大成』第一期第八卷、一九二八年、所収)には、「いにしへに系図をたからとするのは、本領といふ事あるゆゑなり。今の系図は虚文なり」と見える。
- (2) 佐藤進一は「古文書学とは文書史である」とし「具体的にいえば、機能を軸として、各時代の文書体系と、その史的展開を明らかにすること」が古文書学の骨骼となるべきと記した(『[新版]古文書学入門』法政大学出版局、一九九七年、二八三・八四頁)。それに倣つて言えば、系図研究においても「系図学とは系図史である」という視点が重要であろう。
- (3) 拙稿「中世系図学構築の試み」(名古屋大学文学部研究論集)一一六・史学三九、一九九三年、所収)参照。
- (4) 同系図「正虎」の注記は、「初名大饗長左衛門後号「民部卿長庵」、楠家於「足利氏権勢」時、深蟄居而不称「本氏」号「大饗」、正親町帝御宇、依「信長公之執奏」、正虎蒙「当朝之赦免」、任「河内守」叙「從四位上」、此時復「楠氏」へ上卿万里小路大納言」などと記載している。この伝承はかなり広く流布したようで、最近でも、熱田公著
- (5) 藤田精一著『楠氏研究』(積善館、一九三四四年第三版)四三四頁には、松永久秀が「人心收攬の一政策」として勅勘恩免の儀を執奏したとしている。なお、谷口克広著『織田信長家臣人名辞典』(吉川弘文館、一九九五年)に拠ると、正虎は「当時は松永久秀に右筆として仕えており、久秀の下での事績らしいものもいくつか見られる」(楠木正虎項)とのことである。
- (6) 文書名はすべて「楠文書」。高松系は所蔵番号三〇七一・八二・九および六一七一・六三・五(後掲の系図が収められているのはこちらである)。鳥取系は三〇七一・七二・一四。
- (7) 足利衍述著『鎌倉室町時代之儒教』(有明書房、一九七〇年復刻版)四八〇~八一頁参照。
- (8) 「道意」には「正虎親也」との注記がある。
- (9) 『朝野旧聞叢書』東照宮事蹟第四二、永禄九年十二月十二日条(内閣文庫所蔵史籍叢刊特刊第一、汲古書院、一九八二年)
- (10) 先行研究としては、渡邊世祐「徳川氏の姓氏について」(『史学雑誌』三〇一、一九一九年、所収)・辻達也「徳川氏の系図について」(『歴史の読み方』8、名前と系図・花押と印章)朝日新聞社、一九八九年、所収)・辻達也「伝統的権威の継承と下克上の論理」(『日本近世』2、中央公論社、一九九一年、所収)等を参照。
- (11) 誓願寺文書(『新編岡崎市史』6 史料古代中世、同編さん委員会、一九八三年、所収)
- (12) 陽明文庫蔵「將軍家准撰家徳川家系図事東求堂殿御書」(慶長七年)

（一六〇二）二月廿日付け書状（『歴史の読み方』8 名前と系図・花押と印章）朝日新聞社、一九八九年、所収。

（13）『朝野旧聞良縁』（前掲）所引の「誓願寺由緒書」には、京都誓願寺との関係もあって公家ともコネクションのある泰翁が家康の命を受けて、「伝奏衆」へ叙任の件を打診したところ、「松平家御先祖之由尋有之」たため、いったん三河へ帰国し、改めて弟子慶深を上京させ、「徳川御系図之儀」を「伝奏衆」へ提出して勅許を得た、とある。なお、徳川改姓そのものが勅許の対象であったか否かについては、【補説】を参照。

（14）注（12）と同。

（15）岩瀬文庫所蔵「三川古文書」所収文書文書（『新編岡崎市史』6 所収）

（16）『新編岡崎市史』2 中世（同編さん委員会、一九八九年）参照。

同書は「吾妻鏡」文治四～建久六年条に登場する「徳河三（次）郎義秀」を世良田義季と推定している。なお、「吾妻鏡」正嘉二年（一五八）正月一日条に「得河左近大夫」（国史大系本は「得江」とするが、その頭注に拠ると「得河」であった可能性がある）の名がある。

（17）今谷明は、山科言継もこの件に関与したらしいとしている（同著『言継卿記』）そしえて、一九八〇年、二八四頁）。

（18）『言継卿記』（大日本古記録）文禄四年四月廿九日条

（19）ただし、家康がこれまで藤原氏とだけ称していたわけではなく、並行して源氏も称していたことは前掲の先行研究に明らかである。

（20）『言継卿記』同日条

（21）例えば『言継卿記』天正四年（一五七六）八月廿九日条では、柳原資定から藤原氏系図について「不審条々」を諮問されている。

（22）『言継卿記』慶長九年（一六〇四）十二月廿一日条

（23）前述した近衛前久の回想（『将軍家准攝家徳川家系図事東求堂殿御

書』（注（12）掲出）でも、家康は前久らの作った藤原姓徳川系図から「只今ハ源家ニ又氏をかへられ候」と源姓徳川系図へ改めたとあるが、さらに「將軍望ニ付ての事候と申候、義國よりの系図を吉良家より被渡候ての事候」と統けており、文禄四年の言継作成の系図が決定版となったわけではないようで、以降もさらに吉良家系図などが参考として改訂が続けられたようである。もともと三河松平時代の徳川系図には、いくつかの家の系図が併合されて成立している可能性が高く、そのような事情まで含んだ公式系図の成立は戸中期以降と見るべきであろう。

（24）同著『流浪の戦国貴族近衛前久』中公新書、一九九四年。

（25）谷口は三木と前久とを山科言継が媒介したと推定している（前注所掲書一八七頁）。

（26）『お湯殿の上の日記』同日条。なお同十一月廿四日条には「ひたより国司の御れいに御たち。三千疋まいる。」とある。

（27）『公卿補任』永禄五年条「嗣頼」の項には「依武家御執奏直任參木。称古川国司、姊小路事也。希代例也」との頭書があり（ただし同書は、嗣頼の參議昇進を永禄六年としている）、「武家（＝將軍足利義輝）」の執奏としている。

（28）『内閣文庫所蔵史籍叢刊譜牒余録』中（内閣文庫、一九七四年）四九頁。

（29）『諸家系図纂』卷十二「名和系図・伝譜」（内閣文庫）の奥書には、「此一卷伯耆卷之抜書也、為後裔、粗記之、敢勿出闇外矣 天正十七乙丑三月日 伯耆左兵衛尉源姓村上氏顯孝」とある。

（30）『加藤遠山系図』について（小川信編『中世古文書の世界』吉川弘文館、一九九一年、所収）

（31）彰考館原蔵東大史料編纂所影写本

（32）『名古屋市史』学芸編（名古屋市役所、一九一五年）参照。

（33）国会図書館所蔵

(34) 福井久藏著『諸大名の學術と文芸の研究』上巻(原書房、一九七六年復刻)参照。

(35) 『改定史籍集覽』第十一冊、所収。

(36) 国会図書館所蔵本に拠る。

(37) 引用している書としては、太田亮『家系系図の合理的研究法』立命館大学出版部、一九三〇年(のち、「家系系図の入門」と改題して新人物往来社・一九六七年、東洋書院・一九九五年に復刊)が代表的なものだが、このほか、『国史大辞典』第五卷(吉川弘文館、一九八五年)「系図」項目(佐伯有清執筆)、安田元久「中世武家系図の史料的価値について」(『姓氏と家紋』四七号、一九八六年)等においても引用されている。

(38) 松下重長(閑翠軒)は「諸家系譜」の作者。「改選諸家系譜」の序文に拠ると、慶長・元和頃十八才であり、大坂の陣に従軍した経験をもつ人物である。

(39) 浅羽成儀について『寛政重修諸家譜』は「寛文元年(一六六一)五月二十六日御書物奉行」「(寛文)六年十一月二十八日先に伝奏屋敷にをいて、三雲平左衛門成質、星合太郎兵衛貞通と共に、武家系図写のことにつきあづかりしにより、時服二領黄金一枚をたまふ。」(『新訂寛政重修諸家譜』第四、続群書類從完成会、一九六四年)と載せている。

(40) 『日本隨筆大成』一期七巻、所収。

(41) 本稿では「系図家」の称を使用したが、この語は平田篤胤の「今世に其の祖の詳ならぬを合さんとして系図家といふ徒に誂へて、強て祖々の名を作り設け或は他氏の祖を取り入れて、我が祖となす徒も多在」(『古史徵』)という、やはり偽系図作成者を批判する文脈で使用された語である。

(42) 同著『日本中世の非農業民と天皇』(岩波書店、一九八四年)五二二頁。

【補論】「改姓勅許」について

古代の天皇は氏(うぢ)と姓(かばね)を変える権限を有していたが、名字の改変についてなんらかの勅断を下した事例はない。名字はもともと私的なものであり、天皇が関与する筋のものではなかった。それは戦国期でも武家においては同様であった。例えば永禄四年(一五六一)、長尾景虎は上杉家を継承して上杉政虎と名字と諱を改めたが勅許はなかつたし、天正三年(一五七九)七月、明智光秀は「惟任」、丹羽長秀は「惟住」、築田政次は「戸次」、堀直政は「原田」と織田信長の命により改名したがやはり天皇の姿はどこにもない(『原本信長記』)。

ところが通説では、永禄九年の松平から徳川への改姓(改名字)には勅許があつたとされる。本論第一節の【事例②】では、官位叙任のための徳川系図の作成に絞って論述し、あえて徳川改姓申請があつたか否かを明確にしなかつたが、そもそも名字の改変について天皇の許可を得た事例は他にあつたのであろうか。

最初の「改姓勅許」の事例かと思われるものは、永禄二年(一五五九)の三木氏の姉小路氏襲跡である。飛驒國司姉小路氏には小島・小鷹利・古河家の「三国司」があつたが、この年秋、そのなかに入ることを認めるよう要請した三木光頼に対し、それを承認したと思われる「飛驒介の勅書」が発給されたことは、すでに本論中で述べた。ただ、これをもって、三木氏の姉小路氏への「改姓勅許」と確言することはできない。なぜならば、以降、三木氏が「姉小路」なり「古川国司」を称したとしても、「歴名士代」(公卿補任)といった朝廷側の叙任記録では、彼ら一族の家名はもとまま「三木」と記されたからである。また、史料の乏しさのせいかも知れないが、これを「改姓勅許」と伝える史料がないのもいぶかしい。その点、同年のことであるが、【事例①】で紹介した大豐正虎の楠改姓こそ、後世、「改姓勅許」として記憶された事例であった。その基本史料である永禄二年(一五五九)十一月廿日付け正親町天皇綸旨は次の通りである。

建武之比、先祖正成依<sub>二</sub>為  
朝敵<sub>一</sub>被<sub>二</sub>勅勘<sub>一</sub>流已沈

倫訖、然今為<sub>三</sub>其苗裔悔<sub>二</sub>  
先非<sub>一</sub>、恩免之事、歎申

入之旨、被聞食者<sub>一</sub>弥可<sub>二</sub>  
抽<sub>二</sub>奉公之忠功<sub>一</sub>之由、

天氣如<sub>レ</sub>此、悉<sub>レ</sub>之以狀、

永祿二年十一月廿日 右中弁(花押)  
楠河内守殿

これによると天皇は楠正成の赦免嘆願を許可しただけで、楠氏への改姓について云々しているわけではない。赦免を受けて楠姓へ復したのは正虎側の判断であろう。

だが、関係者の書状に「御名字事」(松永久秀書状)、「楠事」(室町幕府供衆上野信孝書状)と書かれている点からみて、当事者たちが<sub>ヘ</sub>赦免<sub>二</sub>復姓<sub>一</sub>と捉えているのは間違いない。どうやらこの辺に勅許説の発端があるらしい。もともと、楠正成の子孫であることをアピールしたい正虎にとって、正成の「先非を悔い」るなど、とうてい本意であつたとは思われない。狙いは天皇に正成の「苗裔」であることを認めさせ、「楠」を名乗る歴然たる理由を天下に示すことにあつたと思われる。このような事情から復姓の権限によるものではないだろうか。

もっとも考えられるのは、天正十三年(一五八五)、羽柴秀吉に対する豊臣姓勅許の先例である。これは「藤原」秀吉の「豊臣」秀吉への改姓であり、名字の改変に対する勅許ではない。その意味で古代以来の天皇の賜氏姓の権限によるものである。

そして、主君が家来に名字を与えて同名字とする優遇策はすでに戦国大名たちも行つた方策であったが、秀吉は豊臣姓・「羽柴」称号の諸大名へ下賜をより大規模な形態によって、大名統制の一方式として実施した。例えば、「秀吉公賜<sub>一</sub>称号姓氏<sub>二</sub>於義弘<sub>一</sub>、仍称<sub>二</sub>羽柴薩摩侍從豊臣義弘<sub>一</sub>也」とあるように、島津義弘は豊臣姓で「羽柴」を称しうる資格を与えられ、秀吉と擬制的に同族として結ばれたのである(『後編旧記雜錄』卷二二「義弘公御譜中」天正十六年七月条)。

思われる同時代史料は、(永祿三年)正月三日付け近衛前久(カ)書状のなかの「徳河之儀令<sub>一</sub>執奏候処<sub>二</sub>勅許候」という語句と、慶長七年と推定される前久の回想のなかの「いにし彼家徳川之事、雖<sub>二</sub>訴訟候<sub>一</sub>」との一節だが、どちらも本論中で解釈したように、二河守・従五位下を勅許させるた

権威としての重みが足りなかつたのであろう。とするところの時、すべての「松平」家の本家である徳川將軍家の「徳川」に前政権における豊臣姓と同格以上の権威が求められる。そこで「豊臣」に勅許があつたならば「徳川」にも勅許があつたとする必要が生じ、改姓勅許説が流布されるようになつたのではないだろうか。

**【付記】**本稿は、平成8・9年度文部省科学研究費補助金・基盤研究(C)  
(2)による成果の一部である。